

新潟市指定排水設備工事店異動届などに係る 添付書類の変更について（お知らせ）

日頃、新潟市の下水道事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の、新潟市指定排水設備工事店規則一部改正に伴い、指定排水設備工事店の異動届などに係る添付書類について、下記のとおり変更しますので、お知らせいたします。

記

1 主な変更点

- ・「登記されていないことの証明書」（成年被後見人等でないことの証明書）は不要となります。
- ・「暴力団等の排除に関する誓約書」「住民票の写し」が新たに必要となる場合があります。

2 変更理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定を受け、新潟市指定排水設備工事店規則で定めている工事店指定基準を見直しました。欠格条項から成年被後見人などを削除しましたので、「登記されていないことの証明書」は不要となります。

併せて、新たな欠格条項として「精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を追加しました。

3 変更日

令和元年12月14日以降の提出分から変更となります。

4 変更となる添付書類

詳しくは、別紙「変更となる添付書類」をご覧ください。

※ 新様式は、新潟市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.niigata.lg.jp/> ⇒ トップページ^の検索ボックスから、「申請・届出の総合窓口」を検索⇒「申請・届出の総合窓口」を開き、キーワード「排水設備工事店」で検索してください。

担当：新潟市 下水道部 経営企画課 管理担当
電話：025-226-2959